

# 日本工業大学 予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本工業大学（以下「本学」という。）における予算執行の不正防止に関する管理・監査を、適正に行うための体制等必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 予算執行の不正防止に関する管理・監査の運営及び管理は、他の関係法令または特別に定めのある場合を除き、この規程に基づくものとする。

## (定義)

第3条 この規程において「予算執行」とは、次のものをいう。

- (1) 公的研究費の予算執行
- (2) 学校法人会計基準で規定する教育研究経費、管理経費、施設・設備費等の予算執行
- 2 この規程において「部局」とは、各学部各学科（共通教育学群を含む。）、工学研究科各専攻、技術経営研究科、各センター等及び事務部門等別紙に定めるものをいう。

## (責任と権限)

第4条 本学の予算執行の不正防止に関する管理・監査を適正に行うために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、予算執行の不正防止に関する管理・監査の適正な運営及び管理について最終責任と最高権限を持つものとし、学長をもってあてる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者がその責務を行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、予算執行の不正防止に関する管理・監査の適正な運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、財務部長をもってあてる。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の推進、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導について責任と権限を持つものとし、教育研究推進室長をもってあてる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、本学の教職員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理を行わなければならない。

## (不正防止計画委員会)

第5条 本学の予算執行の不正防止を図るため、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として不正防止計画委員会を設置する。

- 2 不正防止計画委員会に関し必要な事項は別に定める。

## (内部監査室)

第6条 本学の予算執行の適法性及び正確性の観点から、不正を防止する目的で公正かつ独立の立場で監査を行うために、内部監査室を置く。

- 2 内部監査室に関し必要な事項は別に定める。

## (相談窓口)

第7条 本学の予算執行等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、次の各号に掲げる室・課をもってあてる。
  - (1) 補助金等公的研究費に関する事項及び使用に関するルールの総括的事項については、教育研究推進室とする。
  - (2) 旅費に関することについては、総務課とする。
  - (3) 謝金、経理事務、金銭出納及び設備備品等の調達に関することについては、財務課とする。
  - (4) 図書に関することについては、LCセンター事務課とする。
- 3 相談窓口は、本学の予算執行等に係る事務処理手続の適正性に関する学内外からの相談に誠意をもって対応し、本学の適正な予算執行のための支援に資するように努めるものとする。
- 4 相談窓口が判断できない相談については、相談窓口が所属する部局の長に判断を仰ぐものとし、部局の長は必要に応じ、最高管理責任者に報告するものとする。

## (告発窓口)

第8条 何人も本学における予算執行の不正行為の疑いを発見した場合には、氏名を明らかにすることを原

- 則として、告発することができる。
- 2 前項の告発を受け付ける告発窓口を本学内外に置く。
  - 3 告発窓口に関し必要な事項は別に定める。

(通報処理)

- 第9条 前条の告発を受け付けた場合の通報処理は、総務部長があたる。
- 2 総務部長は、前項の場合、告発者の保護を守りつつ、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、不正防止計画委員会を招集するものとする。
  - 3 不正防止計画委員会は、前項の場合、告発等を受けた日から30日以内に告発等の合理性を確認するとともに、調査の可否を判断し、最高管理責任者へ報告しなければならない。
  - 4 その他通報処理に関し必要な事項は、別に定める。

(不正事案発生への対応)

- 第10条 前条第3項により不正防止計画委員会が調査の必要性を判断した場合には、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の構成については、別に定める。
  - 3 調査委員会は、告発等により不正の可能性を認めた日から210日以内に調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告しなければならない。なお、最高管理責任者がその必要を認めた場合、不正に係る調査が行われている時は、一時的に当該予算の執行を停止する。
  - 4 前項において、調査委員会が不正を認めた場合は、次の各号に定める対応をとるものとする。
    - (1) 不正に関与した者の氏名、不正の内容及び措置内容を含め、調査結果を速やかに公表する。
    - (2) 不正に関与した者のうち本学の教職員に対しては、就業規則および関連規程等に基づき、厳正に対処する。
    - (3) 不正に関与した者のうち本学との取引業者に対しては、取引停止または取引解除等により、厳正に対処する。
  - 5 前項第3号の適用にあたり、必要な事項は別に定める。

(競争的資金等における対応)

- 第11条 文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査体制ガイドライン」が対象とする資金に関して、告発等により不正の疑義が生じた場合における通報処理および不正事案発生への対応の詳細は、本規程の細則として別に定める。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、予算執行の不正防止に関する管理・監査の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙